

	<p>発行所 岡山県神社庁 教化委員会 広報部会</p> <p>〒703-8272 岡山市中区奥市3-22 TEL 086-270-2122 FAX 086-270-2123 <a href="http://www.okuyama-jincho.or.jp/">http://www.okuyama-jincho.or.jp/</a></p>	<p>祝祭日には国旗 を掲げましょう</p>
--	---	----------------------------



高梁市成羽町 八幡神社 (郷社)

<p>【事務局】</p> <p>参事 瀧本 文典</p> <p>主事 岡本 好範</p> <p>録事 山田 容子</p>	<p>岡山県神社総代会</p> <p>会長 中島 博</p> <p>協議員会議長</p> <p>室山 晃一</p>	<p>監事</p> <p>高山 命之</p> <p>近藤 有生</p> <p>佐藤 達海</p> <p>藤原 光利</p> <p>春名 明夫</p> <p>粟井 睦夫</p> <p>福田 真人</p> <p>上月 良典</p> <p>林浩 平</p> <p>太田 浩司</p> <p>戸部 廣徳</p> <p>理事 佐々木 講治</p>	<p>岡山県神社庁</p> <p>庁長 牧博 嗣</p> <p>副庁長 藤山 知之進</p>	<p>謹賀新年</p> <p>皇紀二六八二年壬寅歲</p>
--	---	--	--	-------------------------------

## 年頭のご挨拶

岡山県神社庁 庁長  
牧 博嗣

令和四年壬寅の新春を迎え、ご皇室の愈々の弥栄と、県内各神社の御社頭のご隆昌、そして、皆様方のご健勝ご多幸を心よりお祈り申し上げます。

令和二年の二月頃から、中国武漢に端を発して世界中に猛威を振るった感染症は、二年目を迎えた昨年も変異株による断続的な再拡大に晒されました。

そんな中、七月二十三日から一年延期されての開催となりました東京オリンピックでは、無観客開催という選手にとりまして大変厳しい大会となりましたが、金メダル二十七個を始め史上最高の五十八個のメダルを獲得、パラリンピックでも金メダル十三個を始め史上二番目の五十一個のメダルを獲得される等輝かしい成績を取められ、感染症蔓延の沈滞ムードの中唯一明るいニュースであり、大きな感動と勇気を我々に与えていただいたのではないのでしょうか。

その後、ワクチン接種が進み九月末には急激に感染者が激減したものの、秋祭の神輿渡御等の神賑いは、ほとんどの神社で二年続けて自粛を余儀なくされたことは残念でなりません。

しかし、その後の七五三詣でを始め年末年始にかけては、一昨年の経験を活かして数々の感染防止対策を取りながら多くの参拝者をお迎えすることが出来たのではないかと思います。

神社庁諸行事につきましても、二年度下半期も感染症の拡大によりほぼすべての行事が中止や延期となりましたが、第五十九回岡山県神社関係者大会は、ご来賓をお招きせず県内参加者も平常の三分の一の約二百名に絞らせていただき、岡山国際ホテルで開催させていただきました事は一筋の光明でありました。

令和三年度に入りましても感染症蔓延の収まる気配は無く、各委員会の諸行事諸活動は二年連続で中止或いは延期を余儀なくされました。

しかしながら、神職の資格取得講習会及び研修の機会はこれ以上中止や延期をしない方向で、研修企画室員や事務局と議論を重ね、受講者及び講師全員PCR検査を受けていただいた上で開催することにしました。

今回も事務局に相当の負担を強い

ことになりましたが、八月七日から九月三日まで権正階検定講習会を開催、受講者十六名全員を無事修了させることが出来ました。そして、九月には、延期されていた初任神職研修会、中国地区中堅神職研修会も予定通り開催することが出来ました。

中でも特筆すべきは、中国地区中堅神職研修会を各県神社庁のご協力を得て、ウェブ会議システム方式で開催できた事です。

この時期、公的機関から県を跨いで移動自粛が呼びかけられている中でもあり、又、受講者の感染リスクにも配慮して、受講者は各県神社庁に於いて受講していただくことにしました。心配されました各県神社庁を繋いだネット環境にも大きなトラブルはなく、受講者からは「講義に関しては問題なかった。残念なのは、神職間の交流が出来なかったこと」との感想が大勢を占めていました。

今回の、ウェブ会議システム方式での開催は全国でも初めての試みであり、今後の開催方法の試金石になったのではないかと思います。

本年は、明治四年御師制度が廃止され、明治五年神宮司庁が神宮大麻を直接奉製して全国の家庭に頒布されるようになって百五十周年の節目の年を迎えました。

神宮大麻頒布数は、戦後から右肩上がりで増体を続け、第六十一回神宮式年遷宮が行われた翌年の平成六年九百五十万体を超える頒布数をピークに減体傾向が続き、平成二十五年に行われた第六十二回神宮式年遷宮では千四百万人を超える空前の参拝者を数えましたが、神宮大麻の頒布数の減体には歯止めがかからず、この四半世紀の間に約百万体が減体しています。

岡山県におきましても、過去五年間で約一万余体の減体と、減少傾向が加速度的に増しているように感じます。

この度、神宮大麻全国頒布百五十周年を記念して神職用教本「全国の神社がなぜ神宮大麻を頒布するか」が本庁から出版されています。

まずはこの教本をご一読いただき、神職一人一人が神宮大麻に関する理解を深め、各神社環境に合わせた施策を講じ、増頒布に取り組んでいただきたいと思ひます。

神社庁におきましても、関連する研修会や啓発活動に力点を置いた一年にしたいと考えております。

本年は、神社庁の諸行事諸活動がほぼ平常通り出来ると思っておりますので、格段のご支援ご協力を賜りますようお願い申し上げます。



修繕前の本殿・境内風景

現在の生活環境と刻一刻と変化する社会情勢の中にあつて、岡山県内においても特に人口減少・少子高齢化又地域社会における人間関係の希薄化等が進んでいく中で、神職が地域の発展、維持、又地域の一員として動くことにより、町の繋がり、神と人、人と人、その絆を結ぶ神社を中心とした町づくりを注ぎ、そして地域の結束を高める祭り又歴史があるということ、一人でも多くの方々に伝えることが重要になってくると感じておりました。

今回の過疎地域神社活性化推進地域特区事業にあたり、神社本庁では少子高齢化・過疎化といった社会情勢の変化に伴い昭和四十年代から調査活動を、昭和五十年からは神社振興対策の

# 過疎地域神社活性化 推進地域特区事業の取り組み

岡山県津山市二宮 高野神社 宮司 河原 仁 司

前編

モデルとなる神社を各都道府県で指定して、神社振興の為の施策を十三期約四十年間にわたって実施しております。

その中で平成二十八年、新たに「過疎地域神社活性化推進委員会」を発足し、現在でも、過疎地域における神社の活性化を目指して取り組んでおり、各都道府県神社庁には委員会等が設置され、過疎指定地域の神社へ支援活動等を行っております。そこで今回は当社を中心とした事業活動を紹介させていただきます。

## 四つの課題

特区事業の取り組みに関して神社本庁から四つの要請がありました。

- 一、地域内外の団体等との連携
- 二、津山市内 三社の祭の活性化  
(徳守神社・大隅神社・高野神社)
- 三、文化庁伝統文化親子教室事業の活用
- 四、文化庁文化遺産総合活用推進事業の活用

### 【実施期間】

平成三十年七月一日から  
令和三年六月三十日まで

### 【中心となる神社】

高野神社

### 【連携団体】

- ・高野神社総代会
- ・二宮青壮年団
- ・桜町青壮年団
- ・二宮消防団
- ・二宮保育園
- ・向陽小学校
- ・二宮連合町内会
- ・二宮創生会
- ・津山まつり実行委員会
- ・津山観光協会

### 【当社目標】

- 神職として生活できるようにする
- 様々な祭典を復興して神社に人が集うようにする
- 神職が常駐する神社とする

### 地域との連携

指定を受ける前から活動準備をしていましたが、いざ兼業神職から専業神職へと切り替えての活動に不安もあり、まずは地域の青壮年団や町内会との連携作りに尽力しました。

特に青壮年団活動においては、団長も努め二宮納涼祭を団の活動として新たに行うなど、世代を越えて多くの方々に楽しんでもらえるように様々な行事



多くの親子連れで行列の絶えなかった二宮納涼祭

を行いました。

そんな団の活動を行う中で、津山まつり実行委員会とも関係を深め、また二宮連合町内会の定例会への参加等で各町内会会長との繋がりができました。自分が積極的に行事を企画し参加することにより町内会や教育施設等他の団体とも連携がとり易くなったと感じました。

### 連携から祭りの復興へ

平成二十九年に復興し、斎行している春祭りでは地域の子供たちによる子供神輿に初めて挑戦し、集った子供は三十三人、親も含めておよそ六十人の巡幸行列となりました。

平成三十年からは青壮年団と連携し、人々が集うよう境内祭事を担当してもらい、試行錯誤しつつも青壮年団ならではの露店を出店、秋祭りでは団揃いの法被を新調し、皆で協力し活動をする事で更に活気づきました。

夏祭り・夏越大祓では、二宮消防団に協力を依頼、水消火器での消火体験を行い、総代・氏子・子供たちが一緒に初期消火の訓練等の活動を行い、春祭りでは巡幸の交通警備にも協力していただいています。



子供たちの笑顔咲く、初の子供神輿巡幸（春祭り）

令和二年からは津山市観光協会とも連携し、『津山さくらまつり』のチラシに神社紹介を記載し、『春はつやま花めぐりスタンプラリー』にも参加して春祭りの盛り上げに繋がっています。

### 津山まつりの活性化

#### 『令和だんじりまつり』

市や観光協会、商工会議所などで組

織する「津山まつり実行委員会」にはこれまで神社関係者の参加はありませんでした。助言してほしいとの申出により参加することになりました。御代替り記念の際には津山まつり三神社のだんじりを一堂に集めての奉祝行事を企画。実施に向け、実行委員会事務局とも連携をとり、様々な意見の検討、協議を行い、盛大な祭りにする為に準備段階から積極的に関わり、津山支部からの協賛、国旗・小旗・記念綬等をご提供いただきました。十月二十二日



昔の商店街の賑わいを感じさせる人出（令和だんじりまつり）

には三神社のだんじり二十九台を市内中心部の商店街に集結し展示を行い、また提灯を持ってだんじりとともに練り歩く祝賀パレードやステージイベント等、約七千人の人出で賑わう祭りとなりました。

『文化庁伝統文化親子教室事業』

神社の祭礼で行われる神楽や獅子舞、お囃子等の行事について、地域での伝承を図る為に、次世代の伝統文化を担う子供たちを対象に教室を開催するにあたり、事業採択の応募、審査合



親も手を出したくなる教室事業 (伝統文化陶芸教室)

格を経て、当該教室の実施、事業実施報告書の提出によって実施に係る経費の助成金(支援対象経費の補助)を受けられる文化庁の事業です。

毎年全国では三千以上の伝統文化親子教室が開催され、岡山県においても令和二年度に四十二件の事業が採択され開催されていますが、神社に関連する教室事業は僅かです。

本事業を行うにあたりまずは地元青壮年団の桜町青壮年団を主催団体とし、高野神社境内にて『陶芸教室』を開催しました。日程を祭礼や地域行事に合わせて行い、境内に人が集う中、親子で陶芸に挑戦する和やかな姿が見られました。

令和二年度には、この教室事業を獅子舞の継承に活かせるように「獅子舞教室」の開催に向けて準備を行いました。

事業採択応募については宗教法人からの応募はできない為、獅子舞を継承してきた山西青壮年団と協議を行い、今後の継続的な継承を行う為に、他の町内の方も参加できるように二宮獅子舞保存会の立ち上げを決めました。事務局は神社に置いて申請等の各種事務手続きを行い、必要な団体規約の雛型を神社本庁からご指南いただき、事業



やってみたかった獅子練に挑戦 (伝統文化獅子舞教室)

募集開始迄に保存会を設立することができました。

設立後は事業展開に向けて獅子舞(町内会)のOBの方々へ指導の依頼を行う等協力体制を整え、教室事業に参加する子供の募集を行い、十五名が参加しました。

今回は感染症対策に伴い、獅子の動きや太鼓を中心とした教室となりましたが、指導者のOBの方々も、孫世代への指導を楽しむ世代を超えてのコ

ミュニケーションとなり、和やかな雰囲気で行われました。

また平素から参加している若い世代も、自分の子供を含む多くの子供たちの参加の中では、いつもより活気のあふれる練習となり子供の頑張る姿がいい刺激となった様です。

今後は子供獅子舞や継承が途切れていく四人舞の復活等にも取り組みたいと思っております。

(次号へつづく)

# 神宮大麻暦

## 頒布始奉告祭と推進会議開催

YouTube(ユーチューブ)を使った新たなCMを作成

教化委員会 神宮奉賛部会 江草正登

令和三年度神宮大麻暦頒布始奉告祭が、九月二十四日に岡山県神社庁神殿に於いて、藤山副庁長を齋主に厳かに斎行された。昨年と同様、新型コロナウイルス感染拡大防止の為、参列者も役員・支部長・総代会役員・総代会支部会長・表彰者・神宮奉賛部会部員のみと制限された。

祭典終了後、牧庁長と佐々木副庁長から神宮大麻・暦と神社本庁幣帛料が各支部長に授与された。

令和三年度神宮大宮司表彰として、神宮大麻頒布優良支部は、御津支部が表彰された。神宮大麻特別頒布優良奉仕者として、吉備津彦神社宮司 守分 清身氏が表彰された。神宮大麻頒布優良奉仕者「神職」十名、「神職以外」五名、岡山県神社庁神宮大麻表彰として、「神社・団体表彰」七社、「個人表彰」三名の方が表彰された。

表彰終了後、神宮大麻頒布推進会議が開催され、牧庁長から神宮大麻・暦頒布活動に対して各神社の神職・総代を始め関係者にお礼の言葉と今後の頒布推進にご尽力願うとの挨拶があった。続いて、神宮大宮司小松揮世久様、神社本庁統理鷹司尚武様からのメッセージが披露された。その後、太田浩司教化委員長が議長となり議事に入り、初めに御津支部長で吉備津彦神社の中川基嗣補宜から神宮大麻頒布増進に向けた取り組みの事例発表が次の通りであった。

○神職・巫女が社頭に於いて参拝者に対して、神宮大麻の御神威、家庭でのお祈りの仕方、神宮大麻を通して家庭で伊勢参りが出来ることなどの説明が出来るように社内研修会を開催したこと。

○社頭授与所にリーフレット、ポス

ターを置いての頒布啓発活動を行ったこと。

○コロナ禍での分散参拝に対応するため、十二月から翌年の三月までかけて頒布活動の期間とした。

○支部内各神社独自に御神威、祭日などの内容が盛り込まれたポスターを作成し啓発活動を行った。その結果増体に繋がったとの発表があった。

次に高山命之神宮奉賛部長から、本年度の大麻頒布推進活動事業計画の主要な項目について次の通り説明がなされた。

一、特に、今年度新たな取り組みとして「YouTube(ユーチューブ)広告」の配信を行うこととした。「お家<sup>うち</sup>でお伊勢参りができる」とした内容の動画メッセージである。神棚の申し込みを受け付けた時のアンケート調査をまとめた結果、特に若い女性からの要望が多かったことなどから対象者を若年層に絞った内容とした。

二、継続事業として、QRコード入りのポスター「神棚無料差し上げます」を使っての頒布推進事業を行う。昨年度要望が多かったことから本年度は一〇〇宇増の六〇〇

宇の贈呈を予定している。

コロナ禍での祭事、また、県北においては氏子の高齢化と人口の減少と神社を取り巻く課題が山積している。しかし、御津支部での頒布推進活動の取り組みは問題解決への糸口として共感を得た。また、現代のインターネットを介しての情報の発信も新しい手法の一つとして、今後の推進活動に取り入れることが出来るのではないかと思う。また、七月二十九日に神社庁にて開催された神宮大麻頒布担当者会では、各支部でも様々な課題を抱えながらも日々頒布推進に取り組んでいるとの発言が多く出ていた。支部・神職・氏子崇敬者それぞれが持っている想いを共有し神社界をさらに盛り上げていきたいものである。





YouTube (ユーチューブ) CM の画像

**令和2年度  
県神社庁神宮大麻関係表彰**

**令和3年度  
神宮大麻頒布大宮司表彰**

真庭支部	川上支部	津山支部	神宮大麻関係表彰三条二号 (個人表彰)	美作支部	真庭支部	新見支部	川上支部	井笠支部	邑久上道西大寺支部	津山支部	神宮大麻関係表彰三条一号 (神社・団体表彰)
下河内神社責任役員	八幡神社責任役員	白加美神社責任役員	天石門別神社	後谷神社	天満神社	八幡神社	箱田山神社	青津八幡宮	古川神社		
小林 悟	妹尾 直言	松尾 善彦									

神職以外				神 職							神宮大麻頒布優良奉仕者	御津支部	神宮大麻特別頒布優良奉仕者	御津支部	神宮大麻頒布優良支部				
美作支部	高梁支部	吉備支部	井笠支部	東備支部	美作支部	新見支部	川上支部	久米支部	真庭支部	川上支部	玉島浅口支部	井笠支部	東備支部	津山支部	神宮大麻頒布優良奉仕者	御津支部	神宮大麻特別頒布優良奉仕者	御津支部	神宮大麻頒布優良支部
旭神社責任役員	上有漢神社総代	東蘭神社責任役員	箱田山神社責任役員	天津神社総代	松神社禰宜	八代神社禰宜	穴門山神社禰宜	加茂神社宮司	後谷神社宮司	八幡神社宮司	天満神社宮司	矢掛神社宮司	天津神社宮司	中山神社宮司	吉備津彦神社宮司	守分			
本田 榮宏	藤井 正剛	小堀 泰則	石田 昇三	三村 隆司	高山 慶樹	西井 義和	迫本 昌臣	中力 功	上田 昌信	西江 嘉展	小寺 忍	鳥越 充久	日幡 行雄	岡本 正弘					



# 岡山の伝統文化 備中神楽

民俗学者・宇佐八幡神社宮司 神崎宣武

近世初期の神事に関する文書、たとえば平川の「江草家文書」や黒忠の「八日市荒神神楽帳」などをみると、神楽の次第はおおむね次のようになる。

- 一、修祓
- 一、神舞
- 一、猿田彦舞
- 一、五行問答
- 一、託宣

その役割には、当地の宮司の他に近隣の神職四人の名前がみられる。つまり、ここで演じられるのは、社家神楽である。神職が五人集まるというのは、五行問答を行うために相違ない。

猿田彦舞をのぞくと、素面での演目である。猿田彦の仮面(面)がいつごろから使われるようになったかは明らかでないが、仮面の導入では

いち早かった、とみてよからう。それは、備中地方の神社にかなりさかのぼっての猿田彦面の奉納例がみられるからである。

神楽のはじまりは、巫女神楽であった。また、社家神楽であった。それは、猿田彦面などを例外とすれば、素面の神楽であった。衣装も白衣に白袴を基調としたものであった。中世系の神楽、といってもよからう。それは、ただ備中地方にかぎらず日本全国に、とくに西日本各地に共通する歴史である。現在でも、たとえば京都の巫女神楽(大田神社)や長崎の壱岐神楽(社家神楽)などがその古儀を伝える。

備中地方というと、たとえば吉備高原上に農山村が開け、集落ごとに産土神(産土荒神)が祀られるようになるのが中世のころ(一四、五世紀)と推定できる。社家神楽も、そのころからの歴史とみるのがよからう。

それが、近世後期において大きな変化をみる。新たに創作神楽が加わるのである。

その創作神楽とは、江戸中期(文化・文政期一八〇四〜三〇年)に、国学者の西林国橋(一七六四〜一八二八年)が神話に題材を求めて編成した。神代神楽とか神代能(神能)とも呼ば

れる、いかなれば神話劇である。

「天岩戸開き」「国譲り」「大蛇退治」がそうで、「吉備津」もここに加えてよいだろう。俗に、備中神楽といえ、これをもつて語られることが多い。神楽の中でも、たとえば「大蛇退治」の酒造りの場面で、備中神楽のはじまりは福地生まれの国橋さん、などと歌われることがある。が、それは一考を要する。それでは、歴史が浅すぎることになるのではないか。もちろん、西林国橋の業績を讃えることに異論はない。しかし、西林国橋は、あくまでも備中神楽の「中興の祖」というべきなのである。

神代神楽は、芸能色が強い仮面を用いた神楽である。歌ぐら(和歌)や祭文だけでなく、言いたて(口上)やざれ歌も加えられ、戯曲化されている。茶利役(滑稽役)の話芸も加わる。舞も、静的な地舞と動的な荒舞を織りまぜて、緩急巧みな演出がなされている。そして、そこに玄人の太夫が登場、熟練した芸を競うことになったのである。

現在、神社庁神楽部に所属する神楽社中(ふつう六人で編成)は、三十九社ある。西林国橋の系列からすると六、七代の太夫たち、ということになる。

なお、近年、「太夫」という呼称をなぜか嫌って神楽師などと名乗る事例が生じている。これも、一考を要する。そもそも、太夫とは平安期では五位の通称である。それが後に転じて、芸能者や遊女の長が冠することになった。たぶん、西林国橋は、誇り高く神楽道を築いてほしい、と願って備中の神楽でも「太夫」をつかうことにしたのであろう。その思いを、私たちは大事に伝えたいところである。

さて、この神代神楽が中心に氏神の例大祭（俗にいう秋祭り）に奉納される。これを「宮神楽」といい、毎年どこかここでみられる神楽である。ゆえに、この神代神楽がすなわち備中神楽とみられがちでもあるのだろう。

古い中世系、呪術や祈禱など神事的な要素の強い神楽は、「荒神神楽」のときにかぎって表出する。これをもつて、備中神楽の源流とすべきなのであるとは、すでに述べたところである。

荒神の正体は、多岐にして不明確であるが、この地方での荒神は、地神の親神的な神格をもつ。つまり、開墾にちなんだ産土荒神であり、俗に臍緒荒神と呼ぶ。血縁・地縁に基づく土着性の強い存在なのである。

産土荒神の神楽（荒神神楽）は、式

年制で行われる。ふつう、十二支の一回りする一三年目、あるいは、その中年の七年目に行われてきた。

この荒神神楽は、他のどの祭りをもしのぐ大々的な祭りとなる。出氏子（その土地に生を受けて、他の地に出てくる血縁者）のほとんどが集まる。もちろん、親類縁者も客に呼ばれて集まるのである。かつては、そうであった。

荒神神楽は、おもに、田畑（神楽田）に仮設した神殿（舞台）で夜つびて演じられる。ここでは、ただ神楽が演じられるだけでなく、祭典や祈禱もすべて前後一連のものとして行われるのである。

この場合、畑なり田で行うことに意味があるのだ。そこは、荒神を迎えるにもっともふさわしい場所なのである。神楽田は、共同開墾した耕地の記念である、ということも想像にかたくな。そして、神楽のなかでも、「五行」や「託宣」、「石割」ではそうした荒神の神格や由来を語り継いでもきているのである。先に、荒神を中世的な地神の親神的なもの、といったひとつのゆえんも、ここにある。

現在行われている産土荒神の式年祭の神事と神楽は、基本的には以下のような次第である。

〈前段〉

修祓（大麻行事）

神舞

\* 差紙（役指し舞）

\* 白蓋神事（動座加持・鎮座加持）

祝詞奏上

奉幣行事

玉串奉奠

頂盃（直念）

〈後段〉

導き舞

猿田彦命舞

神能（神代神楽）

天岩戸開き

国譲り

大蛇退治

吉備津舞（一部省略もある）

\* 五行神楽（王子神楽）

\* 託宣（神がかり神事）

\* 石割神事

\* 荒神送り

\* 印は、荒神式年神楽でのみ演じられるもの

中世系の神事的な演目（\*印）がここにかぎって表出することに、あらためて注目されたい。

もちろん、近世系の神代神楽も常より念入りに演じられる。静的なおこないと動的な芸能が同じ舞台上で前後共

存して伝わるのは、全国的にみて類例が少ないことだ。また、いわゆる神楽が、熟練した玄人の神楽太夫によって演じられるのも、備中神楽の特色のひとつといえよう。ぜひとも次世代にも継承してもらいたい伝統文化である。

ただ、近年は、とくに山間地の村落の過疎、高齢化によって、荒神神楽の存続が危ぶまれる状況にある。いちど中断したら、再開はなかなかむずかしい。また、昨年来のコロナ禍によって、宮神楽の中止も相次いでいる。あらためて、私たちがいかに対処を講じるかが試される時代になったように思う。





# 権正階検定講習会報告

## 理想の宮司を模索する一か月

由加神社 権禰宜 新庄 友美

私は昨年の直階検定講習会を受講後、日々の清掃や奉仕の中で、更に日本文化や伝統を学び、子供たちに伝えたいと感じ、権正階検定講習会を受講しました。

直階検定講習会と同様の時間割を想像していましたが、内容は大きく異なり神道古典、神道教化、日本内外の宗教概説、神社関係法規、祝詞講読作文、祭祀概説、社頭講話等の講義が主体となりました。また、祭式の時間は少なくなりましたが、初日には、全ての日程の受講を無事に終える事ができるか不安でした。

権正階の取得は民社の宮司になる事から、先生方のご指導の中でも常に「宮司の『聖』の立場と宗教法人の長である『俗』の立場」の両方を意識された内容でした。宮司は代表役員であるが、上から物を言うのではなく、総代と協力して物事を進める事、その為には日頃から総代との信頼関係を築く事が大切である事、地域の社会貢献活動への参加、神社を大切にする姿、普段の生活する姿も見ておられる事を意識する事等を学び身が引き締まる思いがしました。そして神社を維持管理していくためには氏子総代の理解と協力が不可欠で、宮司一人では出来ない事もお教え下さいました。

講習会前半では、広島護國神社に正式参拝があり、様々な教化活動の講話に続き、元神社本庁職員で、現在は東広島市鎮座の杉森神社で宮司をされています岡田光統先生の講話がありました。神社の基本は「祭り」であり、無人の神社から数々の恒例祭の復活をされた十一年間のお話はとても印象に残りました。更に、神宮に参拝する時に、ただただ無心に手を合わせる事は、それは感謝する場所であり、お願い事をする場所ではないことや、神社の原点は神宮であるという事、日々感謝を申

し上げる場所、それは神様に日々お祭をご奉仕する事、その場所は清浄でなければならぬ、それ故清掃が大切であると、その姿を神様はいつもご覧になっているとお教え下さいました。神社を「まもる」とは、「ま」祭りをを行う事や、神様を称え国家皇室氏子崇敬者の安寧を祈る事。「も」森・杜・社、神様が鎮まる場所は常に清浄を保つ事。「る」累加していく、お祭と清掃を積み重ねていく事が大切である事。この事は宮司一人では決して出来ず、総代、氏子崇敬者の方々が居なくては成り立ちません。神職としての知識だけでなく神職に至るまでに行ってきた仕事や趣味等も教化活動には何でも役に立つと教わり、人生の半分過ぎた所からスタートした私でも出来るかもしれないと勇気が湧きました。全ては繋がっているの何一つ無駄ではない事に希望が持てます。そして、「好んで信じて、楽しむ」事が大切と教えて下さいました。謙虚に、いつも笑顔で、背中（祭りの奉仕や清掃の姿）を見せる、そんな宮司像が私の理想像と感じました。

一方、宮司は宗教法人の長で経営も考えなければなりません。昨今インターネットによる神符守札や何某神社

祈禱済との記載の物品の通信販売、賽銭代行のホームページ、業者への大量販売による転売等の諸問題について、講習の中で班毎の意見交換の時間がありました。改めて社頭での授与、喜捨金の相当額、大量購入の危険性、物品販売は充分検討し規定を改定し届出を行う、納税する事を確認しました。変わりゆく時代の中でも神社の尊厳、品位を損なうことのないように、迷う事があればその都度規定を確認し、社庁に相談する等、慎重に行いたいと思います。

お忙しい中、手作りの多くの教科書、様々な教化活動の具体例の紹介とその方法、今まで何も知らずに過ごしていた事を申し訳ないと感じた宮中祭祀及び内掌典について等、貴重な講習を頭に詰め込んだ一か月でした。最終日に祭典に奉仕させて頂いた事、県内外の同期の仲間が出来た事は私の宝物です。これからも清掃や奉仕の経験を積み重ねて参りたいと思います。



第三十四回 初任神職研修会

九月十一・十二日と二十五・二十六日の四日間、岡山県神社庁にて初任神職研修会が開催された。県内の感染者数は減少傾向ではあったが感染防止対策には十分留意して十三名が受講した。神職としての基礎を学び、自覚を持つため期間中熱心に受講した。



第六十七回 伊勢神宮新穀感謝祭

毎年恒例の伊勢神宮新穀感謝祭は、新型コロナウイルス感染症が収束しないことから、令和三年度も伊勢神宮崇敬会岡山県本部の役員のみが代表で参列した。



# 小林やすひこの 神社法律相談



岡山県神社庁士  
顧問 小林 裕彦  
ばやし やすひこ

近年、県内神社も法律上のトラブルに巻き込まれ、弁護士に相談するケースが出てきていることから、小林裕彦弁護士に岡山県神社庁の顧問弁護士をお願いしています。  
今回は小林弁護士に落とし物への対応について説明していただきます。

小林裕彦法律事務所  
岡山市北区弓之町2番15号 弓之町シティセンタービル6階  
TEL.086-225-0091 FAX.086-225-0092

## 落とし物への対応

—どのように対応すればいい?—

### (相談)

当社に参拝に来られた方が、当社の境内で腕時計が落ちていたのを見つけたようであり、当社にその腕時計を持ってきました。このような場合、当社としてはどのように対応すればいいでしょうか。

### (回答)

一、落とし物については法律上どのようなになっている?

いわゆる落とし物、つまり占有していた者の意思によらずにその所持を離れた物であって、盗品でない物は、法律上、遺失物とされています。

御相談における腕時計についても、落ちていた場所、状況等にもよりますが、一般的には遺失物であると判断されることが考えられます。

遺失物については、遺失物の定めるところに従い公告がされた後3か月以内にその所有者が判明しないときは、拾得(遺失物の占有を取得することです。)した方がその所有権を取得することになります。その前提として、遺失物を拾得した方等は、遺失物法に則って対応することになります。

二、遺失物法に則った対応とは?

遺失物法においては、遺失物を発見した場所が遺失物法における「施設」かそれ以外の路上かによって、その後の対応が異なることとなります。遺失物法における「施設」とは、建築物その他の施設であり、その管理に当たる者が常駐するものをいいます。

まず、遺失物を発見した場所が遺失物法における「施設」以外の上である場合、拾得者は、速やかに遺失物を有していた方に返還する、又は警察署長に提出することになります。

一方、遺失物を発見した場所が遺失物法における「施設」である場合、拾得者は、速やかに当該遺失物を当該「施設」の施設占有者に交付の上、当該施設占有者において速やかに当該遺失物を有していた方に返還する、又は警察署長に提出することになります。

神社の境内についても、管理に当たる者が常駐するか等にもよりますが、遺失物法における「施設」に該当する可能性が考えられます。そのため、御相談においても、御相談の神社の境内が遺失物法における「施設」に該当する場合には、神社において腕時計を拾った方から交付を受けた上で警察に連絡する等して、遺失物法に則り対応することが考えられます。

もつとも、発見場所が遺失物法における「施設」に該当するか等の判断に迷う場合には、警察に相談した上で対応することが考えられます。

その後、警察において、遺失物法に則った手続が行われることとなります。

三、施設管理の難しさ  
落とし物に限らず、神社施設の管理に当たっては、法律上どのような問題があるか、どのように対応していくべきか等について検討の上、適切に行っていく必要がありますが、様々な法律が存在する中で適切に判断していくのは難しい場合があると存じます。

神社の施設管理に関して疑問等がある場合には、弁護士に御相談されることをお勧めします。

**令和三年 定例協議員会 報告**  
令和三年十一月十一日(木)  
午後一時三十分  
於岡山県神社庁講堂

## 議事

- 議案第一号 令和二年度岡山県神社庁 一般会計歳入歳出決算
  - 議案第二号 令和二年度岡山県神社庁 別途会計収支決算
  - 議案第三号 令和二年度岡山県神社庁 事業会計決算
  - 議案第四号 岡山県神社庁財産目録
- 補足

- ・議案第一号から第四号まで、原案の通り承認。
- ・議事「その他」
- 本会議直前に上程を取り止めた「岡山県神社庁総務委員会規程の廃止案」並「岡山県神社庁財務委員会規程の廃止案」について、役員は該当部署と相談しながら慎重に協議を進めていく方針。(質問への回答より)



令和2年度 岡山県神社庁

一般会計歳入歳出決算書

(令和2年7月1日~令和3年6月30日)

歳入総額	139,389,231円
歳出総額	112,977,484円
差引残高	26,411,747円

歳入の部

(単位：円)

科目	予算額	決算額	差異
<b>I 神饌及幣帛料</b>	<b>1,470,000</b>	<b>732,400</b>	<b>737,600</b>
1 本庁幣	1,220,000	602,400	617,600
2 神饌及初穂料	250,000	130,000	120,000
<b>II 財産収入</b>	<b>6,000</b>	<b>2,015</b>	<b>3,985</b>
<b>III 負担金</b>	<b>29,536,000</b>	<b>29,341,300</b>	<b>194,700</b>
1 神社負担金	20,675,200	20,532,040	143,160
2 神職負担金	7,384,000	7,332,010	51,990
3 支部負担金	1,476,800	1,477,250	△ 450
<b>IV 交付金</b>	<b>78,900,000</b>	<b>78,429,880</b>	<b>470,120</b>
1 本庁交付金	3,500,000	3,879,880	△ 379,880
2 神宮神徳宣揚費交付金	75,000,000	74,300,000	700,000
3 本庁補助金	400,000	250,000	150,000
<b>V 寄付金</b>	<b>10,000</b>	<b>60,000</b>	<b>△ 50,000</b>
<b>VI 諸収入</b>	<b>6,375,000</b>	<b>8,320,709</b>	<b>△ 1,945,709</b>
1 表彰金	50,000	62,500	△ 12,500
2 預金利子	5,000	186	4,814
3 申請料・任命料	2,000,000	3,539,000	△ 1,539,000
4 会費	4,020,000	4,206,000	△ 186,000
5 雑収入	300,000	513,023	△ 213,023
<b>VII 繰入金</b>	<b>1,200,000</b>	<b>1,425,730</b>	<b>△ 225,730</b>
<b>当期歳入合計</b>	<b>117,497,000</b>	<b>118,312,034</b>	<b>△ 815,034</b>
<b>前期繰越金</b>	<b>21,471,772</b>	<b>21,077,197</b>	<b>394,575</b>
<b>歳入合計</b>	<b>138,968,772</b>	<b>139,389,231</b>	<b>△ 420,459</b>

歳出の部

(単位：円)

科目	予算額	決算額	差異
<b>I 幣帛料</b>	<b>2,300,000</b>	<b>2,111,500</b>	<b>188,500</b>
1 本庁幣	2,200,000	2,091,500	108,500
2 神社庁幣	100,000	20,000	80,000
<b>II 神事費</b>	<b>400,000</b>	<b>328,101</b>	<b>71,899</b>
<b>III 事務局費</b>	<b>30,740,000</b>	<b>26,192,776</b>	<b>4,547,224</b>
1 表彰並びに儀礼費	1,300,000	1,681,884	△ 381,884
(1) 各種表彰費	500,000	405,260	94,740
(2) 慶弔費	800,000	1,276,624	△ 476,624
2 会議費	200,000	96,516	103,484
3 役員関係費	120,000	45,626	74,374
(1) 役員報酬	0	0	0
(2) 地区会議関係費	120,000	45,626	74,374
4 給料及び福利厚生費	17,970,000	17,509,248	460,752
(1) 給料	9,150,000	9,096,000	54,000
(2) 諸手当	6,100,000	5,957,155	142,845
(3) 各種保険料	2,600,000	2,423,112	176,888
(4) 職員厚生費	120,000	32,981	87,019
5 庁費	6,100,000	4,937,867	1,162,133
(1) 備品費	500,000	404,690	95,310
(2) 図書印刷費	950,000	322,685	627,315
(3) 消耗品費	1,400,000	1,052,714	347,286
(4) 水道光熱費	1,250,000	1,238,136	11,864
(5) 通信運搬費	900,000	777,382	122,618
(6) 雑費	1,100,000	1,142,260	△ 42,260
6 交際費	1,100,000	359,290	740,710
7 旅費	2,800,000	705,670	2,094,330
8 維持管理費	950,000	691,675	258,325
9 法務対策費	200,000	165,000	35,000

科目	予算額	決算額	差異
<b>IV 指導奨励費</b>	<b>15,480,000</b>	<b>8,967,327</b>	<b>6,512,673</b>
1 教化事業費	4,158,000	1,885,516	2,272,484
(1) 教化費	630,000	261,200	368,800
(2) 広報費	960,000	851,999	108,001
(3) 事業費	488,000	83,005	404,995
(4) 神宮奉賛費	700,000	689,312	10,688
(5) 育成費	1,380,000	0	1,380,000
2 神社庁研修所費	5,700,000	2,866,016	2,833,984
(1) 研修費	2,000,000	199,920	1,800,080
(2) 直階講習費	3,700,000	2,666,096	1,033,904
3 祭祀研究費	1,331,000	538,895	792,105
4 各種補助金	4,291,000	3,676,900	614,100
(1) 神政連関係費	135,000	135,000	0
(2) 神青協補助金	450,000	450,000	0
(3) 氏青協補助金	90,000	90,000	0
(4) 県教神協補助金	90,000	90,000	0
(5) 女子神職会補助金	162,000	162,000	0
(6) 県敬婦連補助金	117,000	117,000	0
(7) 神楽部補助金	90,000	90,000	0
(8) 作州神楽補助金	27,000	27,000	0
(9) 支部長懇話会補助金	150,000	0	150,000
(10) 神宮大祭派遣補助金	30,000	0	30,000
(11) 教誨師関係費	350,000	122,900	227,100
(12) 団体参拝補助金	200,000	0	200,000
(13) 過疎地域神社活性化助成金	2,300,000	2,293,000	7,000
(14) 地区大会等援助金	100,000	100,000	0
<b>V 各種積立金</b>	<b>7,030,000</b>	<b>7,030,000</b>	<b>0</b>
1 職員退職給与積立金	1,370,000	1,370,000	0
2 正副庁長退任慰労金積立金	160,000	160,000	0
3 庁舎管理資金積立金	2,500,000	2,500,000	0
4 次期式年遷宮準備金	2,000,000	2,000,000	0
5 災害見舞積立金	500,000	500,000	0
6 関係者大会積立金	500,000	500,000	0
<b>VI 神社関係者大会費</b>	<b>600,000</b>	<b>550,104</b>	<b>49,896</b>
<b>VII 負担金</b>	<b>22,329,300</b>	<b>22,180,656</b>	<b>148,644</b>
1 本庁災害慰謝負担金	303,150	212,520	90,630
2 本庁負担金	6,366,150	4,462,920	1,903,230
3 本庁特別納付金	12,400,000	15,141,536	△ 2,741,536
4 支部負担金奨励費	2,960,000	2,363,680	596,320
5 負担金特別対策費	300,000	0	300,000
<b>VIII 渉外費</b>	<b>620,000</b>	<b>336,201</b>	<b>283,799</b>
1 友好団体関係費	370,000	173,100	196,900
2 時局対策費	100,000	77,000	23,000
3 同和対策費	150,000	86,101	63,899
<b>IX 神宮神徳宣揚費交付金</b>	<b>39,000,000</b>	<b>38,750,000</b>	<b>250,000</b>
<b>X 大麻頒布事業関係費</b>	<b>5,900,000</b>	<b>6,530,819</b>	<b>△ 630,819</b>
1 頒布事務費	500,000	547,147	△ 47,147
2 頒布事業奨励費	5,400,000	5,983,672	△ 583,672
<b>XI 御代替奉祝費</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>
<b>XII 予備費</b>	<b>14,569,472</b>	<b>0</b>	<b>14,569,472</b>
<b>当期歳出合計</b>	<b>(138,968,772)</b>	<b>112,977,484</b>	<b>25,991,288</b>
<b>前期繰越金</b>	<b>0</b>	<b>26,411,747</b>	<b>△ 26,411,747</b>
<b>歳出合計</b>	<b>138,968,772</b>	<b>139,389,231</b>	<b>△ 420,459</b>

注1 差異は、決算額が予算額に比し、超過した場合△で表示する。

神職任免

就任発令の部

Table with 5 columns: 年月日, 鎮座地, 神社名, 本務職, 氏名. Contains 15 rows of appointment data for various shrines.

退任発令の部

Table with 5 columns: 年月日, 鎮座地, 神社名, 本務職, 氏名. Contains 4 rows of resignation data.

神職帰幽

Table with 5 columns: 年月日, 鎮座地, 神社名, 本務職, 氏名. Contains 10 rows of data regarding the death of priests.

神社庁辞令

Table with 5 columns: 年月日, 鎮座地, 神社名, 本務職, 氏名. Contains 3 rows of administrative order data.

Table with 4 columns: 年月日, 機構名, 機構役職, 氏名. Contains 1 row of data regarding the board of directors.

# 庁 務 日 誌 抄

令和 3 年 7 月 1 日～令和 3 年 11 月 30 日

7 月	
1 日	月次祭
5 日	権正階検定講習会面接
8 日	広報部会／神青協清掃奉仕
16 日	総代会監査会・役員会
19 日	神政連監査会・役員会
20 日	教化委員会総会・各部会
26 日	祭祀委員会役員会・総会
28 日	権正階講師会議／神青協発送作業
29 日	神宮大麻頒布担当者合同会議

8 月	
2 日	月次祭
3 日	神政連代議員会
5 日	二級伝達式／祭祀舞部会／総務委員会（いさお会館）
7 日	権正階検定講習会（8／7～9／3）
10 日	総代会評議員会（岡山国際ホテル）
19 日	監査会／事業部会（いさお会館）
20 日	雅楽部会（いさお会館）
23 日	支部長懇話会（津山）
25 日	役員会（いさお会館）

9 月	
3 日	権正階検定講習会閉講式
6 日	月次祭
11 日	初任神職研修第 1 日目
12 日	初任神職研修第 2 日目
13 日	中国地区中堅神職研修第 1 日目

14 日	中国地区中堅神職研修第 2 日目
15 日	中国地区中堅神職研修第 3 日目
16 日	中国地区中堅神職研修第 4 日目
17 日	中国地区中堅神職研修第 5 日目／雅楽部会（いさお会館）
21 日	神宮奉賛部会
22 日	事業部会／女子神三役会
24 日	神宮大麻頒布始奉告祭
25 日	初任神職研修第 3 日目
26 日	初任神職研修第 4 日目
27 日	財務委員会
28 日	神青協発送作業
29 日	役員会／伊勢神宮崇敬会監査会・理事評議員会

10 月	
1 日	月次祭
7 日	役員会／身分選考表彰委員会／選挙対策委員会
22 日	財務委員会

11 月	
1 日	月次祭
2 日	祭祀舞部会
5 日	神青協発送作業
11 日	役員会／協議委員会／女子神役員会
17 日	育成部会
18 日	新穀感謝祭参拝日
19 日	神宮奉賛部会
25 日	教養研修会
29 日	祭儀部会

神社庁HP

県内神社関係貴重図書の開

県内神社に係る明治から昭和初期の資料を岡山県神社庁ホームページに掲載しました。

掲載したのは、国家が神社を管理していた明治から昭和二十年までの時代に神社台帳の役割を果たしていた『神社明細帳』を含む二十点の資料で、主要な資料は次の通り。

▼『神社明細帳』

内務省の指示により明治の初めに各府県が作成した公文書。岡山県の場合には、現在公開資料として確認できるものは、旧藩主の池田家が所蔵していた備前国の七郡と美作国の勝北郡、勝南郡の合計九郡。明細帳に記されているのは、各神社の社名、祭神、由緒、社家の由来など。

▼『郷村社號改訂見込書』

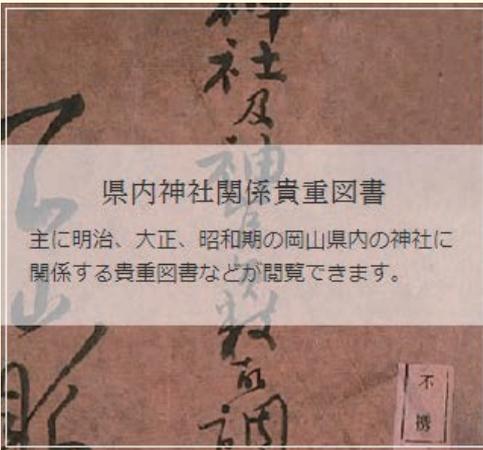
明治初期に中山神社によって作成されたものと見られる。この頃、多数の神社を対象に神社名の変更を検討していることが伺える。『神社明細帳』と照らし合わせることで、神社名の変更も確認できる。

▼『岡山縣管内縣社郷村社見込書 上』

岡山県庁が、県社、郷社、村社に格付けする候補の神社を一覧にしたものと推定される。

この他に、昭和十一年、昭和十七年（十九年の可能性あり）、昭和二十五年の神職名簿も掲載しました。皆さんの父祖の代の名前が掲載されています。

これらの資料は、庁務を通じてその存在を確認し、個別に活用してきたものです。一部の資料以外は、岡山県立図書館、国立国会図書館のホームページでも個別に閲覧できますが、岡山県神社庁のホームページで一括して閲覧できることで、神職と神社に興味を持つ人の利便性を高めると共に、神社界全体の共有財産となるよう掲載しました。閲覧、ダウンロードは自由。今後所蔵者の許可が得られたものから順次追加掲載する予定としています。



県内神社関係貴重図書  
主に明治、大正、昭和期の岡山県内の神社に係る貴重図書などが閲覧できます。

閉庁のお知らせ

令和3年12月29日～令和4年1月4日（年末年始）

あとがき

昨年発刊しました第一三二号に「特集 神社合併は必要か」を掲載したところ、「神社合併を考えているので参考になった。」「いずれ合併を考えないといけない。」「話が出たので先ずは総代さんに記事を読んでもらう。」などと反響があり説明をする機会も多々ありました。庁報の記事が実際に役に立っているのだと実感して嬉しく思った瞬間でした。やはり有益な記事を掲載していくことが重要であると決意を新たにしました。

昨年、岡山市の一部地域で賽銭盗難が頻発しました。各神社におかれましても十分警戒をしていただき、現状で被害がないか確認してください。どんな些細な被害でも必ず管轄の警察署へ届け出てください。警察は巡回など対応をしてくれます。また、各町内会で情報を共有することも大切で



す。人々の目や意識が抑止力になります。結果的に、この賽銭盗難事件の犯人は逮捕されたと聞きました。  
広報部長 青江